

令和7年1月30日開会

令和7年2月 4 日閉会

## 神奈川県内広域水道企業団議会

### 1月定例会会議録



## 目 次

## 1月30日（第1号）

1 出 席 議 員	1
2 出席した議事説明者	1
3 職務のため議場に出席した事務局職員	1
4 議 事 日 程	2
5 開 会	2
6 会議録署名議員の指名	2
7 文 書 朗 読	
議案の提出について	2
8 諸 報 告	3
9 会 期 の 決 定	3
10 議 案 上 程	
議案第1号ほか4件	3
11 企 業 長 説 明	3
12 質 疑	6
13 議案第1号ほか4件 広域水道常任委員会へ付託	6
14 散 会	6

## 2月4日（第2号）

1 出 席 議 員	7
2 出席した議事説明者	7
3 職務のため議場に出席した事務局職員	7
4 議 事 日 程	8
5 開 会	8
6 文 書 朗 読	
委員会提出議案の提出について	8
7 諸 報 告	9

8	議 案 上 程	
	議案第1号ほか4件	9
9	文 書 朗 読	
	広域水道常任委員会審査結果報告書	9
10	広域水道常任委員会委員長口頭報告	10
11	討 論	11
12	採 決	11
13	議 案 上 程	
	委員会提出議案第1号	11
14	採 決	12
15	委員会の閉会中の継続調査	12
16	閉 会	12

令和7年1月30日

# 神奈川県内広域水道企業団議会

1月定例会 会議録 第1号



## 神奈川県内広域水道企業団議会

## 1月定例会 会議録 第1号

○令和7年1月30日 午後2時00分開議

○本日の出席議員 10名

## 出席議員

黒	川	勝
渡	邊	則
山	浦	英
西	郷	太
し	きだ	範
森		昭
斎	藤	博
浅	野	正
押	本	明
春		か
欠席議員	行	み
	田	直
		司
		明
		仁

## 説明のための出席者

企業長	城	博	俊
副企業長	山	隈	弘
総務部長	津	田	宏
浄水部長	小	池	一
建設部長	依	田	仁
担当部長	三	橋	俊

(特定課題調整担当)

職務のため議場に出席した事務局職員

事務局長 池田和弘

## 神奈川県内広域水道企業団議会

## 1月定例会議事日程（第1号）

令和7年1月30日午後2時00分開議

第1 会期の決定

第2 議案第1号 神奈川県内広域水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例

議案第2号 職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例

議案第3号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例

議案第4号 令和6年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計補正予算（第1号）

議案第5号 令和7年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計予算

## 〔事務局長報告〕

出席議員 議長共10名

○議長（浅野文直君）このたび招集されました神奈川県内広域水道企業団議会1月定例会を、これより開会いたします。

これより会議を開きます。

○議長（浅野文直君）本定例会の会議録署名議員を、本職から指名いたします。

山浦 英太君

春 孝明君

以上の両君にお願いいたします。

○議長（浅野文直君）本職あて文書が提出されておりますので、職員に朗読させます。

## 〔事務局長朗読〕

広域水総第1446号

令和7年1月30日

神奈川県内広域水道企業団議会

議長 浅野文直様

神奈川県内広域水道企業団

企業長城博俊

議案の提出について  
議会1月定例会の議案を別冊のとおり提出いたします。

○議長（浅野文直君）なお、監査委員報告2件について、お手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

[巻末16～21頁参照]

○議長（浅野文直君）これより日程に従い、審議を行います。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日から2月4日までの6日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅野文直君）ご異議がないと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

○議長（浅野文直君）次に、日程第2、議案第1号 神奈川県内広域水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例ほか4件を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

[巻末1～13頁参照]

企業長の説明を求めます。

[企業長、発言を求む]

○議長（浅野文直君）城企業長。

○企業長（城博俊君）議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご参集を賜りまして、誠に有難うございます。心よりお礼申し上げます。

神奈川県内広域水道企業団議会定例会の開会にあたり、提出議案につきましてご説明いたします。

まず、議案第1号「神奈川県内広域水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」の施行による「水道法施行令」の改正に伴い、布設工事監督者及び

水道技術管理者の資格要件を改めるため所要の改正を行うものであります。

次に、議案第2号「職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、刑法等の改正により、拘禁刑が創設されたことに伴い、関連する諸条例における「懲役」・「禁錮」の規定を「拘禁刑」に改めるため所要の改正を行うものであります。

次に、議案第3号「一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」の改正に伴い、特定任期付職員の業績手当を廃止し、あらたに勤勉手当を支給するため所要の改正を行うものであります。

次に、議案第4号「令和6年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計補正予算（第1号）」につきましては、国の令和6年度補正予算が成立したことから、当企業団の管路の更新事業及び浄水場排水処理施設の耐震化事業の実施にあたり、国庫補助金の活用を図るため、あらたに債務負担行為を設定するものであります。

最後に、議案第5号「令和7年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計予算」でございます。

令和7年度は、企業団の長期計画である「かながわ広域水道ビジョン」を実現するための「実施計画」の最終年度であり、計画目標を達成できるよう、各事業を着実に推進するための予算を編成いたしました。

令和7年度の重点取組みは、（1）5事業者による水道施設の再構築に必要となる工事の着手に向けた準備や上流水利権の優先活用、施設の計画的な修繕・更新。

（2）施設の地震対策、浸水対策、停電対策などの危機管理対策。（3）今後の事業展開を見据えた人材育成、官民連携やDX推進といった経営基盤の強化でございまして、これらの取組みに重点的に予算を配分したところでございます。

その予算の概要でございますが、まず、予算の規模といたしましては、628億67万余円であり、対前年度当初予算比では、1.2パーセントの減となっております。

まず、収益的収入につきましては、その大宗を占める給水収益は、425億3,432万余円、総額では、前年度比微増の462億5,424万余円を予定しております。

なお、給水収益の基礎となります、構成団体水道事業者に対する年間予定供給水量でございますが、前年度比1.2パーセント減の4億8,524万余立方メートルを予定しております。

予定供給水量減少の要因といたしましては、各構成団体水道事業者の水需要が減少傾向にあるほか、西谷浄水場再整備事業を実施中である横浜市を除き、他の構成団体

水道事業者におきましては、企業団からのバックアップを必要とする大きな工事が予定されておらず、企業団からの供給水量の増量見込みが少ないためであります。

一方、これに対する収益的支出につきましては、前年度比2.1パーセント増の417億2,857万余円を予定しております。

その内訳は、生産活動に伴い発生する経常経費として、人件費と物件費等で、228億7,799万余円、減価償却費等で、168億5,014万余円、支払利息等で6億4,060万余円でございます。

以上の結果、当年度損益は、前年度比19.1パーセント減の36億733万余円の利益を見込んでおります。

次に、資本的収入につきましては、前年度比2.5パーセント減の35億2,649万余円を予定しております。

その内訳は、建設改良の財源となります企業債として、前年度比4.9パーセント減の34億4,000万円のほか、国庫補助金8,499万余円などを予定しております。

一方、これに対する資本的支出につきましては、前年度比7.3パーセント減の210億7,210万余円を予定しております。

内訳は、一般建設改良費として、106億8,559万余円、企業債償還金として、101億6,093万余円、投資有価証券購入費として2億円などでございます。

この結果、資本的収支において、差し引き175億4,561万円の収入不足が見込まれますが、損益勘定留保資金等をもって、補填することとしております。

なお、累積資金残高につきましては、前年度比約2億5千万円増の117億6,173万余円となる見込みであります。

また、企業債につきましては順調に償還が進んでおり、残高は前年度比約67億円減の約431億円と見込んでおります。

令和7年度予算の概要につきましては以上のとおりですが、5事業者による再構築事業の進展に伴い、令和9年度以降、浄水場の増強や管路整備などが本格化し、多額の施設整備費が必要となります。

加えて、企業団創設当初の施設、管路も老朽化が進んでおり、修繕、更新などを着実に実施していくかなければなりません。従いまして、引き続き業務の効率化やコスト縮減に努めるとともに、今後増加する施設整備の財源確保に向けて、中長期的視点に立った財政運営に努めてまいります。

最後になりますが、こうした状況の中で、国庫補助の導入は、極めて重要だと考えており、昨年9月に企業団議会及び構成団体議会が連携して、国に対し再構築事業に対す

る補助制度創設を求める要望活動を行っていただきましたことは、大変心強く、この場をお借りしてあらためて御礼申し上げ、私の提案説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

---

○議長（浅野文直君） これより日程第2について、質問、質疑に入るところであります、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

---

○議長（浅野文直君） おはかりいたします。

日程第2につきましては、この程度で広域水道常任委員会に付託して、審査を願うことにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野文直君） ご異議がないと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

広域水道常任委員会におかれましては、慎重審査のうえ、その結果のご報告をお願いいたします。

---

○議長（浅野文直君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

1月31日から2月3日までは休会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野文直君） ご異議がないと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次回、本会議の日程を申し上げます。

2月4日議会運営委員会終了後、再開、引き続き審議を行います。

本日はこれにて散会をいたします。ありがとうございました。

午後2時15分 散会

令和7年2月4日

# 神奈川県内広域水道企業団議会

1月定例会 会議録 第2号



## 神奈川県内広域水道企業団議会

## 1月定例会 会議録 第2号

○令和7年2月4日 午後2時30分開議

○本日の出席議員 11名

## 出席議員

黒	川	勝
渡	邊	則
行	田	仁
山	浦	太
西	郷	範
し	きだ	昭
森		明
斎	藤	正
浅	野	か
押	本	み
春		直

藤	たか
野	文
本	吉
	孝

## 説明のための出席者

企	業	長	城	博	俊
副	企	業	長	山	隈
総	務	部	長	津	田
淨	水	部	長	小	池
建	設	部	長	依	田
担	当	部	長	三	橋

(特定課題調整担当)

職務のため議場に出席した事務局職員

事務局長 池田和弘

## 神奈川県内広域水道企業団議会

## 1月定例会議事日程（第2号）

令和7年2月4日

- 第1 議案第1号 神奈川県内広域水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例  
議案第2号 職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例  
議案第3号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例  
議案第4号 令和6年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計補正予算（第1号）  
議案第5号 令和7年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計予算
- 第2 委員会提出議案第1号  
神奈川県内広域水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
- 第3 委員会の閉会中の継続調査

〔事務局長報告〕

出席議員 議長共11名

○議長（浅野文直君）休会前に引き続き、これより会議を開きます。

○議長（浅野文直君）本職あて文書が提出されておりますので、職員に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

## 条例案提出書

神奈川県内広域水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する  
条例案

令和7年2月4日

神奈川県内広域水道企業団議会

議長 浅野文直様

提出者 神奈川県内広域水道企業団議会

議会運営委員会

委員長 押本吉司

上記条例案を神奈川県内広域水道企業団議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

○議長（浅野文直君）なお、監査委員報告1件をお手元に配布いたしておりますので、ご了承願います。

〔巻末22～24頁参照〕

○議長（浅野文直君）これより日程に従い、審議を行います。

日程第1、議案第1号 神奈川県内広域水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例ほか4件を一括して議題といたします。

○議長（浅野文直君）広域水道常任委員会から審査結果報告書が提出されておりますので、職員に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

令和7年2月4日

神奈川県内広域水道企業団議会

議長 浅野文直様

広域水道常任委員会

委員長 渡邊忠則

広域水道常任委員会審査結果報告書

本委員会に付託の議案第1号ほか4件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

議案第1号	神奈川県内広域水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例	原案のとおり 可決すべきもの
議案第2号	職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例	原案のとおり 可決すべきもの
議案第3号	一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例	原案のとおり 可決すべきもの

議案第4号	令和6年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計補正予算（第1号）	原案のとおり可決すべきもの
議案第5号	令和7年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計予算	原案のとおり可決すべきもの

○議長（浅野文直君）広域水道常任委員会委員長の報告を求めます。

〔常任委員会委員長、発言を求む〕

○議長（浅野文直君）渡邊忠則君。

○広域水道常任委員会委員長（渡邊忠則君）ただいまから、広域水道常任委員会の審査の経過及び結果について、ご報告申し上げます。

当委員会は、1月30日の本会議において、議案第1号 神奈川県内広域水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例、議案第2号 職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例、議案第3号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例、議案第4号 令和6年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計補正予算（第1号）、議案第5号 令和7年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計予算について、審査の付託を受けたものであります。

委員会は、1月30日及び2月4日の2日間にわたりて開催し、当局の出席を求め、議案第1号ほか4件について、関係提出書類をもとに説明を聴取した後、検討を加え審査を行いました。

審査の過程におきましては、

- 1 企業団の取水堰における施設事故に対するリスク分散について
- 2 沼本地点における取水量の拡大及び上流取水に伴う施設整備の必要性について
- 3 多様なリスクへの対応強化の取組み及び脱炭素化に向けた取組みに係る令和7年度予算の計上理由について
- 4 特定期付職員の区分と人数及び事業量に対する職員数の過不足について
- 5 埼玉県で発生した道路陥没事故を踏まえ、企業団において実施する類似の工事での対応について

6 サイバーセキュリティ対策と効果測定及びサイバー攻撃に対する職員訓練について  
それぞれ当局の見解を聴取し、

- 1 取水施設の事故リスクの軽減を図るためにも、上流取水の拡大について、関係機関との合意形成に積極的に努め、可能な限り早期に実現していただきたい旨
- 2 企業団が今後実施する管路の工事においても、事故の発生が無いよう慎重に進めていただきたい旨
- 3 サイバー攻撃に対する昼夜を問わない監視体制の構築と職員訓練をしっかりと実施していただきたい旨

それぞれ要望を行い、熱心に検討を加え、審査に慎重を期したものであります。

審査の状況は、以上、申し上げたとおりであります。広域水道常任委員会といたしましては、審査結果報告書のとおり、議案第1号について「原案のとおり可決すべきもの」、議案第2号について「原案のとおり可決すべきもの」、議案第3号について「原案のとおり可決すべきもの」、議案第4号について「原案のとおり可決すべきもの」、議案第5号について「原案のとおり可決すべきもの」と、それぞれ決定した次第であります。

以上で、私の口頭報告を終わります。

---

○議長（浅野文直君）これより討論に入るところですが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

---

○議長（浅野文直君）これより日程第1について採決いたします。

採決は一括して行います。

日程第1、議案第1号 神奈川県内広域水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例ほか4件について、広域水道常任委員会の報告どおり、原案に賛成の方はご起立願います

〔総員起立〕

○議長（浅野文直君）総員起立であります。よって、原案のとおり決定いたしました。

---

○議長（浅野文直君）次に、日程第2、委員会提出議案第1号 神奈川県内広域水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。議案の朗読は省略いたします。

〔巻末14、15頁参照〕

○議長（浅野文直君）おはかりいたします。日程第2につきましては、この程度で採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野文直君）ご異議がないものと認めます。

よって、採決いたします。

---

○議長（浅野文直君）日程第2、委員会提出議案第1号 神奈川県内広域水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方はご起立願います

〔総員起立〕

○議長（浅野文直君）総員起立であります。よって、原案のとおり決定いたしました。

---

○議長（浅野文直君）次に、日程第3、委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

おはかりいたします。

日程第3につきましては、お手元に配付いたしました広域水道常任委員会及び議会運営委員会の申し出どおり、今後、議会閉会中も引き続き調査を願うことにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野文直君）ご異議がないと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

〔巻末25、26頁参照〕

---

○議長（浅野文直君）以上で、全日程を終了いたしましたので、会議を閉じます。

会議の結果につきましては、本職から関係方面に手続いたします。

これをもちまして、神奈川県内広域水道企業団議会1月定例会を閉会いたします。

まことにご苦労さまでした。

午後2時45分 閉会

# 朗読を省略した文書



## 朗読を省略した文書

## 目 次

## 1 企業長提出議案

議案第 1 号 神奈川県内広域水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第 2 号 職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例	5
議案第 3 号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例	8
議案第 4 号 令和 6 年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計補正予算（第 1 号）	10
議案第 5 号 令和 7 年度神奈川県内広域水道企業団用水供給事業会計予算	11

## 2 委員会提出議案

議案第 1 号 神奈川県内広域水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例	14
--	----

## 3 諸 報 告

## 監査委員報告

例月出納検査の結果について（令和 6 年 10 月分）	16
同 （令和 6 年 11 月分）	19
同 （令和 6 年 12 月分）	22
閉会中継続調査申出書（広域水道常任委員会）	25
閉会中継続調査申出書（議会運営委員会）	26



## 1 企業長提出議案

### 議案第1号

#### 神奈川県内広域水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県内広域水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例(平成25年神奈川県内広域水道企業団条例第1号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第31条において準用する法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)において<u>土木工学科</u>又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川</u>(以下この項において「水道等」という。)に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(2) 学校教育法による大学<u>において機械工学科</u>若しくは<u>電気工学科</u>又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>4年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校<u>(次号において「短期大学等」とい</u></p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第31条において準用する法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の<u>土木工学科</u>又はこれに相当する課程において<u>衛生工学又は水道工学に関する学科目</u>を修めて卒業した後、<u>2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(2) 学校教育法による大学の<u>土木工学科</u>又はこれに相当する課程において<u>衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目</u>を修めて卒業した後、<u>3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において<u>土木工学科</u>又はこれに相当する</p>

う。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後<sub>2</sub>次号において同じ。）、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(8) (略)

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第31条において準用する法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) (略)

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第31条において準用する法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

<p>(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 企業長が別に定めるところにより、前3号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者</p>	<p>(1) 前条の規定により水道の布設工事監督者たる資格を有する者</p> <p>(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 企業長が別に定めるところにより、前2号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者</p>
--	---

## 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年1月30日提出

神奈川県内広域水道企業団

企業長 城 博 俊

(提案理由)

「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」の施行による水道法施行令の改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に係る規定を改めるため、所要の改正をするものである。

## 議案第2号

## 職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例

## (職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 職員の分限に関する条例(昭和44年神奈川県内広域水道企業団条例第6号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(失職の例外)</p> <p>第6条 任命権者は、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員のうち、その刑に係る罪を過失により犯した者については、情状を考慮して特に必要と認めたときは、その職を失わないものとすることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(失職の例外)</p> <p>第6条 任命権者は、<u>禁</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員のうち、その刑に係る罪を過失により犯した者については、情状を考慮して特に必要と認めたときは、その職を失わないものとすることができる。</p> <p>2 (略)</p>

## (神奈川県内広域水道企業団情報公開条例の一部改正)

第2条 神奈川県内広域水道企業団情報公開条例(平成15年神奈川県内広域水道企業団条例第1号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(罰則)</p> <p>第32条 第21条第7項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第32条 第21条第7項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

## (神奈川県内広域水道企業団個人情報保護法施行条例の一部改正)

第3条 神奈川県内広域水道企業団個人情報保護法施行条例(令和5年神奈川県内広域水道企業団条例第2号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された公文書(旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報(以下「旧保有個人情報」という。)を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)に限る。)を附則第2項の規定の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報を同項の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された公文書(旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報(以下「旧保有個人情報」という。)を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)に限る。)を附則第2項の規定の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報を同項の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

- 附 則  
(施行期日)
- この条例は、令和7年6月1日から施行する。  
(罰則の適用等に関する経過措置)
  - この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
  - この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によ

ることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

令和7年1月30日提出

神奈川県内広域水道企業団  
企業長 城 博 俊

（提案理由）

刑法の改正（令和4年法律第67号）に伴い、罰則に関する規定を改めるため、関係条例を改正するものである。

## 議案第3号

## 一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和3年神奈川県内広域水道企業団条例第2号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第7条</p> <p>職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和44年神奈川県内広域水道企業団条例第4号)第2条第2項に規定する手当のうち、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び管理職手当については、特定任期付職員には、適用しない。</p>	<p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第7条 <u>企業長は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u></p> <p>2 職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和44年神奈川県内広域水道企業団条例第4号)第2条第2項に規定する手当のうち、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、<u>管理職手当及び勤勉手当</u>については、特定任期付職員には、適用しない。</p>

(職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和44年神奈川県内広域水道企業団条例第4号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p>

- |  |   |
|--|---|
| 2 前項の手当は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。 | 2 前項の手当は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、 <u>特定任期付職員業績手当</u> 及び退職手当とする。 |
|--|---|

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年1月30日提出

神奈川県内広域水道企業団

企業長 城 博 俊

#### (提案理由)

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の改正に伴い、特定任期付職員業績手当を廃止し、新たに勤勉手当を支給するため、所要の改正をするものである。

議案第4号

令和6年度神奈川県内広域水道企業団  
水道用水供給事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和6年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計補正予算(第1号)  
は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 令和6年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計予算第5条に定めた  
債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額のうち、期間及び限度額を次の  
とおり補正する。

事 項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
施設更新等整備事業	令和7年度から 令和10年度まで	9,506,000	令和7年度から 令和13年度まで	21,470,000

令和7年1月30日提出

神奈川県内広域水道企業団  
企業長 城 博 俊

## 議案第5号

**令和7年度神奈川県内広域水道企業団  
水道用水供給事業会計予算**

## (総則)

第1条 令和7年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

## (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 用 水 供 紾 先 神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市  
(2) 年 間 総 供 紅 量 485,246,600 立方メートル  
(3) 一 日 平 均 供 紅 量 1,329,443 立方メートル  
(4) 主 要 な 建 設 事 業  
ア 施 設 更新 等 整 備 事 業 取水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設の施設  
更新等の工事

## (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 用 水 供 紅 事 業 収 益		46,254,247 千円
第1項 営 業 収 益		42,604,758 千円
第2項 営 業 外 収 益		3,649,489 千円
	支	出
第1款 用 水 供 紅 事 業 費 用		41,728,574 千円
第1項 営 業 費 用		39,716,055 千円
第2項 営 業 外 費 用		2,012,519 千円

## (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額17,545,610千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額918,342千円、当年度分損益勘定留保資金13,269,638千円及び建設改良積立金3,357,630千円で補てんするものとする。)。

収		入
第1款	用 水 供 給 事 業 資 本 的 収 入	3,526,494 千円
第1項	企 業 債	3,440,000 千円
第2項	補 助 金	84,994 千円
第3項	その他の資本的収入	1,500 千円
支		出
第1款	用 水 供 給 事 業 資 本 的 支 出	21,072,104 千円
第1項	受 託 建 設 費	1,500 千円
第2項	一般建設改良費	10,685,597 千円
第3項	投資有価証券購入費	200,000 千円
第4項	企業債償還金	10,160,938 千円
第5項	国庫補助金返還金	24,069 千円

## (債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額(千円)
施設更新等整備事業	令和8年度から令和18年度まで	25,444,000
水道施設維持管理	令和8年度から令和33年度まで	9,242,000

## (企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額(千円)	起債の方法	利率	償還の方法
施設更新等整備事業	3,440,000	普通貸借又は証券発行の方法による。 起債の時期は当該年度とする。ただし、事業の進ちょく又は財政その他の都合により一部を翌年度へ繰り越して起債することができる。	年5.0%以内	公的資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合は40年以内に償還する。ただし、財政の都合により償還期間を短縮し、又は本条に定める条件の範囲内で借換えをすることができる。

## (一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用
- (2) 企業債償還金に不足が生じた場合における一般建設改良費及び企業債償還金の間の流用

令和7年1月30日提出

神奈川県内広域水道企業団

企業長 城 博 俊

## 2 委員会提出議案

### 委員会提出議案第1号

神奈川県内広域水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の概要

#### (1) 改正の趣旨

刑法の改正(令和4年法律第67号)に伴い、罰則に関する規定を改めるため、関係条例を改正するもの。

#### (2) 改正の内容

神奈川県内広域水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例中の「懲役」を「拘禁刑」に改める。

新旧対照表

○ 神奈川県内広域水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

改 正 後	改 正 前
<p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p>
<p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

（3）施行期日

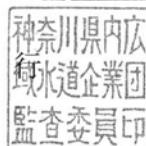
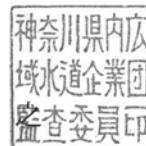
この条例は、令和7年6月1日から施行する。

## 3 諸 報 告

写

広域水監第125号  
令和6年11月29日神奈川県内広域水道企業団議会  
議長 浅野文直様神奈川県内広域水道企業団  
監査委員 大八木 雅

同 西 義



## 例月出納検査の結果について（報告）

地方自治法第235条の2第1項の規定及び神奈川県内広域水道企業団監査基準に基づく検査を執行したので、同法同条第3項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

## 令和6年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計

検査対象 令和6年10月分

検査年月日 令和6年11月29日

出納計数については別表のとおりであり、総勘定元帳その他の帳簿及び預金先金融機関の発行した残高証明と照合した結果、正確であり、また出納事務についても適正と認められた。

## 水道用水供給事業月次合計残高試算表

令和6年10月31日

借 方			科 目	貸 方		
残 高	累 計	当 月		当 月	累 計	残 高
867,762,635,766	930,612,780,546	4,130,119,745	<b>資 産 勘 定</b>	2,115,556,486	481,886,267,352	419,036,122,572
845,126,286,988	846,675,973,511	33,193,467	固定 資 産	1,486,000	420,585,809,095	419,036,122,572
671,901,449,942	673,451,136,465	33,193,467	有形 固定 資 産	1,486,000	420,585,809,095	419,036,122,572
172,424,837,046	172,424,837,046		無形 固定 資 産			
800,000,000	800,000,000		投資 その他の 資 産			
22,636,348,778	83,936,807,035	4,096,926,278	流 動 資 産	2,114,070,486	61,300,458,257	
19,210,899,204	74,378,632,210	3,558,164,038	現 金 ・ 預 金	1,605,946,649	55,167,733,006	
	4,111,409,927		未 収 金		4,111,409,927	
			有 値 証 券			
148,513,000	148,513,000		貯 藏 品			
			短 期 貸 付 金			
			前 払 費 用			
2,264,954,200	2,654,953,400	158,854,300	前 払 金		389,999,200	
			立 替 金			
408,149,010	2,039,350,000	247,457,000	仮 払 金	508,050,564	1,631,200,990	
603,833,364	603,948,498	132,450,940	そ の 他 流 動 資 産	73,273	115,134	
134,544,426,370	41,996,735		<b>負 債 勘 定</b>	361,614,840	289,350,792,884	154,806,366,514
	11,853,165		固 定 負 債		49,519,605,050	49,507,751,885
			企 業 債		46,190,876,377	46,190,876,377
			他 会 計 借 入 金			
			受 託 金			
			リ ー ス 債 務			
11,853,165			引 当 金		3,328,728,673	3,316,875,508
			そ の 他 固 定 負 債			
14,204,317,179	41,996,735		流 動 負 債	361,614,840	22,466,827,153	8,262,509,974
			一 時 借 入 金			
5,879,806,025			企 業 債		11,778,093,288	5,898,287,263
			他 会 計 借 入 金			
			リ ー ス 債 務			
7,641,594,817			未 払 金		7,933,647,245	292,052,428

借 方			科 目	貸 方		
残 高	累 計	当 月		当 月	累 計	残 高
	42,695,172		未払費用		42,695,172	
			前受金			
	362,069,375	41,996,735	預り金	42,278,080	489,785,949	127,716,574
			預り有価証券			
			仮受金			
			前受収益			
	278,151,790		引当金		278,151,790	
			その他流動負債	319,336,760	1,944,453,709	1,944,453,709
	120,328,256,026		繰延収益		217,364,360,681	97,036,104,655
	18,361,352		長期前受金		217,348,059,522	217,329,698,170
120,293,593,515	120,309,894,674		長期前受金収益化累計額		16,301,159	
			<b>資本勘定</b>		283,493,237,725	283,493,237,725
			資本金		262,073,859,822	262,073,859,822
			資本金		262,073,859,822	262,073,859,822
			剩 余 金		21,419,377,903	21,419,377,903
			資本剩余金		4,178,341,418	4,178,341,418
			利益剩余金		17,241,036,485	17,241,036,485
			欠損金			
	362		<b>収益勘定</b>	3,196,549,198	19,463,514,065	19,463,513,703
	362		用水供給事業収益	3,196,549,198	19,463,514,065	19,463,513,703
			営業収益	3,192,559,840	19,413,754,740	19,413,754,740
	362		営業外収益	3,989,358	49,759,325	49,758,963
			特別利益			
9,036,604,748	9,039,916,771	1,502,424,662	<b>費用勘定</b>	820,618	3,312,023	
9,036,604,748	9,039,916,771	1,502,424,662	用水供給事業費用	820,618	3,312,023	
8,670,197,422	8,673,509,445	1,502,424,662	営業費用	820,618	3,312,023	
366,407,326	366,407,326		営業外費用			
			特別損失			
876,799,240,514	1,074,197,124,049	5,674,541,142	<b>合 計</b>	5,674,541,142	1,074,197,124,049	876,799,240,514

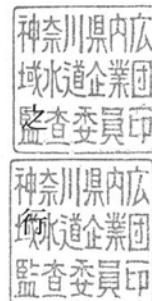
写

広域水監第137号  
令和6年12月26日

神奈川県内広域水道企業団議会  
議長 浅野文直様

神奈川県内広域水道企業団  
監査委員 大八木 雅

同 西 義



例月出納検査の結果について（報告）

地方自治法第235条の2第1項の規定及び神奈川県内広域水道企業団監査基準に基づく検査を執行したので、同法同条第3項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

令和6年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計

検査対象 令和6年11月分

検査年月日 令和6年12月26日

出納計数については別表のとおりであり、総勘定元帳その他の帳簿及び預金先金融機関の発行した残高証明と照合した結果、正確であり、また出納事務についても適正と認められた。

## 水道用水供給事業月次合計残高試算表

令和6年11月30日

借 方			科 目	貸 方		
残 高	累 計	当 月		当 月	累 計	残 高
870,291,526,074	938,540,539,527	7,927,758,981	<b>資産勘定</b>	5,289,913,551	487,176,180,903	418,927,167,450
845,458,229,093	847,420,611,942	744,638,431	固定資産	303,741,204	420,889,550,299	418,927,167,450
672,233,392,047	674,195,774,896	744,638,431	有形固定資産	303,741,204	420,889,550,299	418,927,167,450
172,424,837,046	172,424,837,046		無形固定資産			
800,000,000	800,000,000		投資その他の資産			
24,833,296,981	91,119,927,585	7,183,120,550	流動資産	4,986,172,347	66,286,630,604	
21,275,504,590	81,027,346,830	6,648,714,620	現金・預金	4,584,109,234	59,751,842,240	
	4,111,409,927		未収金		4,111,409,927	
			有価証券			
148,513,000	148,513,000		貯蔵品			
			短期貸付金			
			前払費用			
2,278,158,500	2,811,077,700	156,124,300	前払金	142,920,000	532,919,200	
			立替金			
407,473,946	2,297,808,000	258,458,000	仮払金	259,133,064	1,890,334,054	
723,646,945	723,772,128	119,823,630	その他流動資産	10,049	125,183	
134,627,112,018	82,685,648		<b>負債勘定</b>	481,424,038	289,832,216,922	155,205,104,904
	11,853,165		固定負債		49,519,605,050	49,507,751,885
			企業債		46,190,876,377	46,190,876,377
			他会計借入金			
			受託金			
			リース債務			
11,853,165			引当金		3,328,728,673	3,316,875,508
			その他固定負債			
14,287,002,827	82,685,648		流動負債	403,151,671	22,869,978,824	8,582,975,997
			一時借入金			
5,879,806,025			企業債		11,778,093,288	5,898,287,263
			他会計借入金			
			リース債務			
7,682,617,817	41,023,000		未払金	33,559,000	7,967,206,245	284,588,428

借 方			科 目	貸 方		
残 高	累 計	当 月		当 月	累 計	残 高
	42,695,172		未払費用		42,695,172	
			前受金			
	403,732,023	41,662,648	預り金	41,689,004	531,474,953	127,742,930
			預り有価証券			
			仮受金			
			前受収益			
	278,151,790		引当金		278,151,790	
			その他流動負債	327,903,667	2,272,357,376	2,272,357,376
	120,328,256,026		繰延収益	78,272,367	217,442,633,048	97,114,377,022
	18,361,352		長期前受金	78,272,367	217,426,331,889	217,407,970,537
120,293,593,515	120,309,894,674		長期前受金収益化累計額		16,301,159	
	11,362,383,116	11,362,383,116	資本勘定	11,362,383,116	294,855,620,841	283,493,237,725
			資本金	4,898,077,416	266,971,937,238	266,971,937,238
			資本金	4,898,077,416	266,971,937,238	266,971,937,238
	11,362,383,116	11,362,383,116	剰余金	6,464,305,700	27,883,683,603	16,521,300,487
			資本剰余金		4,178,341,418	4,178,341,418
	11,362,383,116	11,362,383,116	利益剰余金	6,464,305,700	23,705,342,185	12,342,959,069
			欠損金			
	362		収益勘定	3,279,121,949	22,742,636,014	22,742,635,652
	362		用水供給事業収益	3,279,121,949	22,742,636,014	22,742,635,652
			営業収益	3,278,211,560	22,691,966,300	22,691,966,300
	362		営業外収益	910,389	50,669,714	50,669,352
			特別利益			
10,076,619,657	10,080,125,102	1,040,208,331	費用勘定	193,422	3,505,445	
10,076,619,657	10,080,125,102	1,040,208,331	用水供給事業費用	193,422	3,505,445	
9,710,212,331	9,713,717,776	1,040,208,331	営業費用	193,422	3,505,445	
366,407,326	366,407,326		営業外費用			
			特別損失			
880,368,145,731	1,094,610,160,125	20,413,036,076	合 計	20,413,036,076	1,094,610,160,125	880,368,145,731

写

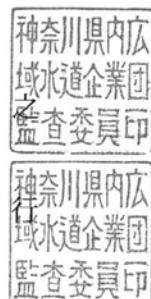
広域水監第141号  
令和7年1月31日

神奈川県内広域水道企業団議会  
議長 浅野文直様

神奈川県内広域水道企業団  
監査委員 大八木 雅

同 西 義

例月出納検査の結果について（報告）



地方自治法第235条の2第1項の規定及び神奈川県内広域水道企業団監査基準に基づく検査を執行したので、同法同条第3項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

令和6年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計

検査対象 令和6年12月分

検査年月日 令和7年1月31日

出納計数については別表のとおりであり、総勘定元帳その他の帳簿及び預金先金融機関の発行した残高証明と照合した結果、正確であり、また出納事務についても適正と認められた。

## 水道用水供給事業月次合計残高試算表

令和6年12月31日

借 方			科 目	貸 方		
残 高	累 計	当 月		当 月	累 計	残 高
872,406,814,098	950,940,416,905	12,399,877,378	<b>資産勘定</b>	10,239,962,895	497,416,143,798	418,882,540,991
846,082,367,620	848,653,527,984	1,232,916,042	固定資産	564,151,056	421,453,701,355	418,882,540,991
672,857,530,574	675,428,690,938	1,232,916,042	有形固定資産	564,151,056	421,453,701,355	418,882,540,991
172,424,837,046	172,424,837,046		無形固定資産			
800,000,000	800,000,000		投資その他の資産			
26,324,446,478	102,286,888,921	11,166,961,336	流動資産	9,675,811,839	75,962,442,443	
22,370,393,387	91,637,983,003	10,610,636,173	現金・預金	9,515,747,376	69,267,589,616	
	4,111,409,927		未収金		4,111,409,927	
			有価証券			
148,513,000	148,513,000		貯蔵品			
			短期貸付金			
			前払費用			
2,288,960,800	2,973,432,000	162,354,300	前払金	151,552,000	684,471,200	
			立替金			
654,137,535	2,552,978,000	255,170,000	仮払金	8,506,411	1,898,840,465	
862,441,756	862,572,991	138,800,863	その他流動資産	6,052	131,235	
134,892,458,192	265,346,174		<b>負債勘定</b>	578,479,712	290,410,696,634	155,518,238,442
	11,853,165		固定負債		49,519,605,050	49,507,751,885
			企業債		46,190,876,377	46,190,876,377
			他会計借入金			
			受託金			
			リース債務			
11,853,165			引当金		3,328,728,673	3,316,875,508
			その他固定負債			
14,530,307,642	243,304,815		流動負債	572,003,817	23,441,982,641	8,911,674,999
			一時借入金			
5,879,806,025			企業債		11,778,093,288	5,898,287,263
			他会計借入金			
			リース債務			
7,832,329,643	149,711,826		未払金	147,427,826	8,114,634,071	282,304,428

借 方			科 目	貸 方		
残 高	累 計	当 月		当 月	累 計	残 高
	42,695,172		未払費用		42,695,172	
			前受金			
	497,325,012	93,592,989	預り金	106,128,872	637,603,825	140,278,813
			預り有価証券			
			仮受金			
			前受収益			
	278,151,790		引当金		278,151,790	
			その他流動負債	318,447,119	2,590,804,495	2,590,804,495
	120,350,297,385	22,041,359	繰延収益	6,475,895	217,449,108,943	97,098,811,558
	40,402,711	22,041,359	長期前受金		217,426,331,889	217,385,929,178
120,287,117,620	120,309,894,674		長期前受金収益化累計額	6,475,895	22,777,054	
	11,362,383,116		<b>資本勘定</b>		294,855,620,841	283,493,237,725
			資本金		266,971,937,238	266,971,937,238
			資本金		266,971,937,238	266,971,937,238
	11,362,383,116		剩余金		27,883,683,603	16,521,300,487
			資本剩余金		4,178,341,418	4,178,341,418
	11,362,383,116		利益剩余金		23,705,342,185	12,342,959,069
			欠損金			
	362		<b>収益勘定</b>	3,187,648,854	25,930,284,868	25,930,284,506
	362		用水供給事業収益	3,187,648,854	25,930,284,868	25,930,284,506
			営業収益	3,183,562,300	25,875,528,600	25,875,528,600
	362		営業外収益	4,086,554	54,756,268	54,755,906
			特別利益			
11,417,487,566	11,421,390,407	1,341,265,305	<b>費用勘定</b>	397,396	3,902,841	
11,417,487,566	11,421,390,407	1,341,265,305	用水供給事業費用	397,396	3,902,841	
11,051,080,240	11,054,983,081	1,341,265,305	営業費用	397,396	3,902,841	
366,407,326	366,407,326		営業外費用			
			特別損失			
883,824,301,664	1,108,616,648,982	14,006,488,857	<b>合 計</b>	14,006,488,857	1,108,616,648,982	883,824,301,664



令和7年2月4日

神奈川県内広域水道企業団議会

議長 浅野 文直 様

広域水道常任委員会

委員長 渡邊 忠則

閉会中継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第70条の規定により申し出ます。

記

1 調査事件 水道用水供給事業について

2 理 由 調査を要するため



令和7年2月4日

神奈川県内広域水道企業団議会  
議長 浅野文直様

議会運営委員会  
委員長 押本吉司

閉会中継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第70条の規定により申し出ます。

記

- 1 調査事件
  - (1) 議会の運営に関することについて
  - (2) 議会の会議規則、委員会条例等について
  - (3) 議長の諮問に関することについて
- 2 理由 調査を要するため

# 神奈川県内広域水道企業団議会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 浅野文直

議員 山浦英太

同 春孝明

